

(提案15)

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規(平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>●日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規</p> <p style="text-align: center;">〔平成17年10月4日 日本学術会議第1回幹事会決定〕</p> <p>日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規を、次のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(事業の範囲)</p> <p>第1条 日本学術会議(以下「学術会議」という。)は、日本学術会議法(昭和23年法律第121号。以下「法」という。)第2条、第3条第2号及び第6条の2並びに日本学術会議会則(平成17年日本学術会議規則第3号)第3条第1項の規定を実施するため、国際的学術研究に関する交流及び協力(以下「国際学術交流」という。)を目的とする次の各号に定める事業を行うものとする。</p> <p>(1) 法第6条の2第1項に規定する団体への加入(以下「団体加入」という。)</p> <p>(2) 学術に関する国際会議等のうち、外国で開催されるものへの代表の派遣(以下「代表派遣」という。)</p>	<p>●日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規</p> <p style="text-align: center;">〔平成17年10月4日 日本学術会議第1回幹事会決定〕</p> <p style="text-align: center;">最終改正 平成24年8月24日第157回幹事会決定</p> <p>日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規を、次のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(事業の範囲)</p> <p>第1条 日本学術会議(以下「学術会議」という。)は、日本学術会議法(昭和23年法律第121号。以下「法」という。)第2条、第3条第2号及び第6条の2並びに日本学術会議会則(平成17年日本学術会議規則第3号)第3条第1項の規定を実施するため、国際的学術研究に関する交流及び協力(以下「国際学術交流」という。)を目的とする次の各号に定める事業を行うものとする。</p> <p>(1) 法第6条の2第1項に規定する団体への加入(以下「団体加入」という。)</p> <p>(2) 学術に関する国際会議等のうち、外国で開催されるものへの代表の派遣(以下「代表派遣」という。)</p>

- (3) 学術に関する国際会議のうち、国内で開催されるものの主催及び後援（以下「国際会議主催等」という。）
- (4) 特定国との学術交流のための代表団の派遣及び特定国等からの学術交流のための代表団等の招請（以下「二国間学術交流」という。）
- (5) アジア域内における人文科学部門及び自然科学部門を複合する領域の国際会議の開催（以下「アジア学術会議」という。）
- (6) その他国際学術交流を通して学術会議の職務を達成するために必要な事業

（事業の基準）

第2条 前条の国際学術交流事業は、次の各号に規定する基準に基づいて実施することとする。

- (1) 国際社会における我が国の役割に対応する学術面での貢献をすること。
- (2) 長期的かつ総合的な計画の下に、諸科学の調和ある発展に寄与すること。
- (3) 前条各事業の相乗効果が最も上がるよう調整すること。
- (4) 学術に関する条件の変化に応じ、前条各事業を常に見直すこと。
- (5) 予算を適正かつ効率的に使用すること。

第2章 団体加入

（国際学術団体の要件）

第3条 学術に関する国際団体（以下「国際学術団体」という。）の

- (3) 学術に関する国際会議のうち、国内で開催されるものの主催及び後援（以下「国際会議主催等」という。）
- (4) 特定国との学術交流のための代表団の派遣及び特定国等からの学術交流のための代表団等の招請（以下「二国間学術交流」という。）
- (5) アジア域内における人文科学部門及び自然科学部門を複合する領域の国際会議の開催（以下「アジア学術会議」という。）
- (6) その他国際学術交流を通して学術会議の職務を達成するために必要な事業

（事業の基準）

第2条 前条の国際学術交流事業は、次の各号に規定する基準に基づいて実施することとする。

- (1) 国際社会における我が国の役割に対応する学術面での貢献をすること。
- (2) 長期的かつ総合的な計画の下に、諸科学の調和ある発展に寄与すること。
- (3) 前条各事業の相乗効果が最も上がるよう調整すること。
- (4) 学術に関する条件の変化に応じ、前条各事業を常に見直すこと。
- (5) 予算を適正かつ効率的に使用すること。

第2章 団体加入

（国際学術団体の要件）

第3条 学術に関する国際団体（以下「国際学術団体」という。）の

うち学術会議が加入するものは、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 国際学術交流を目的とする非政府的かつ非営利的団体であること。
- (2) 各国の公的学術機関及び学術研究団体等が国際学術団体に国を代表する資格を有して加入するもの（以下「各国代表会員」という。）が、主たる構成員となるものであること。
- (3) 組織構成が次の一に該当するものであること。
 - ア 個々の学術の専門分野における統一のかつ世界的な組織を有するもの
 - イ 研究の領域が複数の専門分野にわたるものであって、統一のかつ世界的な組織を有するもの
 - ウ 研究の領域が複数の専門分野にわたるものであって、ア又はイの国際学術団体を連合した世界的組織を有するもの
 - エ 構成員のうち、各国代表会員がアジア地域等我が国が関係する地域等に限られるものであって、当該国際学術団体の研究の領域が複数の専門分野にわたるもの
- (4) 10か国を超える各国代表会員が加入しているか、又は加入することが明らかになっていること。
- (5) 定款等が整備され、総会、各種委員会及び学術研究集会等が定期的開催されていること。

(加入要件)

第4条 学術会議が前条に規定する団体に加入しようとするときは、

うち学術会議が加入するものは、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 国際学術交流を目的とする非政府的かつ非営利的団体であること。
- (2) 各国の公的学術機関及び学術研究団体等が国際学術団体に国を代表する資格を有して加入するもの（以下「各国代表会員」という。）が、主たる構成員となるものであること。
- (3) 組織構成が次の一に該当するものであること。
 - ア 個々の学術の専門分野における統一のかつ世界的な組織を有するもの
 - イ 研究の領域が複数の専門分野にわたるものであって、統一のかつ世界的な組織を有するもの
 - ウ 研究の領域が複数の専門分野にわたるものであって、ア又はイの国際学術団体を連合した世界的組織を有するもの
 - エ 構成員のうち、各国代表会員がアジア地域等我が国が関係する地域等に限られるものであって、当該国際学術団体の研究の領域が複数の専門分野にわたるもの
- (4) 10か国を超える各国代表会員が加入しているか、又は加入することが明らかになっていること。
- (5) 定款等が整備され、総会、各種委員会及び学術研究集会等が定期的開催されていること。

(加入要件)

第4条 学術会議が前条に規定する団体に加入しようとするときは、

次の各号に定める要件が満たされなければならない。

- (1) 学術会議が加入することが、当該国際学術団体の対応する分野の学術の進歩に貢献することが明らかであること。
- (2) 学術会議が当該国際学術団体に、我が国を代表する唯一の組織として加入することが認められること。
- (3) 学術会議に、国際学術団体に対応する委員会又は分科会（以下「国内委員会」という。）があること。

（分担金の負担要件）

第5条 国際学術団体の定款等に、加入に伴う分担金の負担義務に関する規定があるものに学術会議が加入するときは、学術会議が分担金を負担するものとする。この場合にあつては、当該定款等に次の各号に定める要件が規定されていなければならない。

- (1) 分担金の負担区分が明らかにされていること。
- (2) 分担金を負担するものに対して、定期的な会計報告の実施が義務付けられていること。
- (3) 分担金の変更は、当該国際学術団体の総会等の議決によってなされること。

（国際学術団体への加入申請）

第6条 学術会議が国際学術団体に加入するときは、当該団体の国内委員会が、学術会議会長（以下「会長」という。）に様式第1に定める申請書をもって申請しなければならない。申請書の記載内容に変更があったときも同様とする。

2 前項の申請に係る国内委員会が分野別委員会の分科会であるもの

次の各号に定める要件が満たされなければならない。

- (1) 学術会議が加入することが、当該国際学術団体の対応する分野の学術の進歩に貢献することが明らかであること。
- (2) 学術会議が当該国際学術団体に、我が国を代表する唯一の組織として加入することが認められること。
- (3) 学術会議に、国際学術団体に対応する委員会又は分科会（以下「国内委員会」という。）があること。

（分担金の負担要件）

第5条 国際学術団体の定款等に、加入に伴う分担金の負担義務に関する規定があるものに学術会議が加入するときは、学術会議が分担金を負担するものとする。この場合にあつては、当該定款等に次の各号に定める要件が規定されていなければならない。

- (1) 分担金の負担区分が明らかにされていること。
- (2) 分担金を負担するものに対して、定期的な会計報告の実施が義務付けられていること。
- (3) 分担金の変更は、当該国際学術団体の総会等の議決によってなされること。

（国際学術団体への加入申請）

第6条 学術会議が国際学術団体に加入するときは、当該団体の国内委員会が、学術会議会長（以下「会長」という。）に様式第1に定める申請書をもって申請しなければならない。申請書の記載内容に変更があったときも同様とする。

2 前項の申請に係る国内委員会が分野別委員会の分科会であるもの

<p>については、分野別委員会の委員長を経由して申請するものとする。</p> <p>(国際委員会の審議)</p> <p>第7条 会長は、前条の規定による申請があったときは、加入の適否について国際委員会に審議させるものとする。</p> <p>2 国際委員会は、第3条から第5条までの規定に基づいて加入の適否を審議し、複数の申請があった場合は優先順位及びその理由を付して会長に報告するものとする。</p> <p>(幹事会への提案)</p> <p>第8条 会長は、前条の規定による国際委員会の報告に基づき、加入することが適当とされた国際学術団体について、加入申請書を付して幹事会に提案しなければならない。</p> <p>(内閣総理大臣の承認)</p> <p>第9条 幹事会において加入することが適当と認められた国際学術団体で、学術会議が分担金を負担することとなるものについては、当該分担金に係る予算措置を経た後、会長は法第6条の2第2項の規定により、内閣総理大臣の承認を求め、この承認をもって加入の決定とする。</p> <p>(学術会議総会への報告)</p> <p>第10条 会長は、前条の承認を受けた後、最初に開かれる学術会議総会に団体加入について報告するものとする。</p> <p>(加入後の任務)</p> <p>第11条 学術会議が加入した国際学術団体（以下「加入国際学術団</p>	<p>については、分野別委員会の委員長を経由して申請するものとする。</p> <p>(国際委員会の審議)</p> <p>第7条 会長は、前条の規定による申請があったときは、加入の適否について国際委員会に審議させるものとする。</p> <p>2 国際委員会は、第3条から第5条までの規定に基づいて加入の適否を審議し、複数の申請があった場合は優先順位及びその理由を付して会長に報告するものとする。</p> <p>(幹事会への提案)</p> <p>第8条 会長は、前条の規定による国際委員会の報告に基づき、加入することが適当とされた国際学術団体について、加入申請書を付して幹事会に提案しなければならない。</p> <p>(内閣総理大臣の承認)</p> <p>第9条 幹事会において加入することが適当と認められた国際学術団体で、学術会議が分担金を負担することとなるものについては、当該分担金に係る予算措置を経た後、会長は法第6条の2第2項の規定により、内閣総理大臣の承認を求め、この承認をもって加入の決定とする。</p> <p>(学術会議総会への報告)</p> <p>第10条 会長は、前条の承認を受けた後、最初に開かれる学術会議総会に団体加入について報告するものとする。</p> <p>(加入後の任務)</p> <p>第11条 学術会議が加入した国際学術団体（以下「加入国際学術団</p>
---	---

体」という。)に対応する国内委員会は、当該国際学術団体の運営及び研究の連絡等に参加し、その状況を定期的に会長及び国際委員会に報告しなければならない。

- 2 加入国際学術団体の国内委員会は、当該国際学術団体の分担金の額が変更される時は、速やかにその変更の理由と新旧対照表を付して会長及び国際委員会に通知しなければならない。

(加入国際学術団体の見直し)

第12条 会長は、国際委員会に対して、加入国際学術団体を見直すために、第3条から第5条まで規定する要件及び第11条第1項に規定する加入後の任務の遂行状況に関して様式第2に定める調査表をもって調査させることができる。

- 2 前項の調査は、原則3年に1度行う他、必要に応じ随時行うものとする。

(加入国際学術団体からの脱退)

第13条 前条の調査の結果、会長が、第3条から第5条までに規定する要件を満たさなくなったと判断する加入国際学術団体については、学術会議は、幹事会の議決を経て脱退することができる。

- 2 加入国際学術団体への脱退の手続は、前項の議決又は承認を経た後、速やかに行わなければならない。

- 3 会長は、前項の脱退の手続を経た後、最初に開かれる学術会議総会に当該加入国際学術団体からの脱退について報告するものとする。

第3章 代表派遣

体」という。)に対応する国内委員会は、当該国際学術団体の運営及び研究の連絡等に参加し、その状況を定期的に会長及び国際委員会に報告しなければならない。

- 2 加入国際学術団体の国内委員会は、当該国際学術団体の分担金の額が変更される時は、速やかにその変更の理由と新旧対照表を付して会長及び国際委員会に通知しなければならない。

(加入国際学術団体の見直し)

第12条 会長は、国際委員会に対して、加入国際学術団体を見直すために、第3条から第5条までに規定する要件に関して様式第2に定める調査表をもって調査させることができる。

- 2 前項の調査は、原則3年に1度行うものとする。

(加入国際学術団体からの脱退)

第13条 前条の調査の結果、会長が、第3条から第5条までに規定する要件を満たさなくなったと判断する加入国際学術団体については、学術会議は、幹事会の議決を経て脱退することができる。

- 2 加入国際学術団体への脱退の手続は、前項の議決又は承認を経た後、速やかに行わなければならない。

- 3 会長は、前項の脱退の手続を経た後、最初に開かれる学術会議総会に当該加入国際学術団体からの脱退について報告するものとする。

第3章 代表派遣

<p>(代表派遣の目的)</p> <p>第14条 代表派遣は、外国で開催される次条で定める学術に関する国際会議等に学術会議の代表を派遣することにより、世界の学界との連携、国際学術団体の運営への参画、学術に関する動向の把握、研究の連絡並びに情報の収集及び交換等を行うことを目的とする。</p> <p>(代表派遣の対象となる国際会議等)</p> <p>第15条 代表派遣の対象となる学術に関する国際会議等は、次の各号に掲げる会議等の一に該当するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国際学術団体の総会及び運営に関する会議 (2) 国際学術団体等が行う国際協力事業の企画及び運営を目的とする会議 (3) 学術に関する国際会議（以下「国際会議」という。）のうち特に重要なもので、当該会議の母体となる国際学術団体又はそれに準ずる組織等から我が国代表の出席を求められている会議 (4) 学術会議がその職務を果たす上から必要な研究の連絡、情報の収集及び交換等を行うために代表を派遣する会議等 <p>(代表派遣会議推薦書等の提出)</p> <p>第16条 会長は、前条の規定に該当する会議等について、当該会議等の開催が予定される会計年度（以下「会議開催年度」という。）の前年度の11月中に、国内委員会及び国際委員会の委員長（以下「関係委員長」という。）に対し、様式第3に定める代表派遣会議推薦書（以下「会議推薦書」という。）及び様式第4に定める代表</p>	<p>(代表派遣の目的)</p> <p>第14条 代表派遣は、外国で開催される次条で定める学術に関する国際会議等に学術会議の代表を派遣することにより、世界の学界との連携、国際学術団体の運営への参画、学術に関する動向の把握、研究の連絡並びに情報の収集及び交換等を行うことを目的とする。</p> <p>(代表派遣の対象となる国際会議等)</p> <p>第15条 代表派遣の対象となる学術に関する国際会議等は、次の各号に掲げる会議等の一に該当するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国際学術団体の総会及び運営に関する会議 (2) 国際学術団体等が行う国際協力事業の企画及び運営を目的とする会議 (3) 学術に関する国際会議（以下「国際会議」という。）のうち特に重要なもので、当該会議の母体となる国際学術団体又はそれに準ずる組織等から我が国代表の出席を求められている会議 (4) 学術会議がその職務を果たす上から必要な研究の連絡、情報の収集及び交換等を行うために代表を派遣する会議等 <p>(代表派遣会議推薦書等の提出)</p> <p>第16条 会長は、前条の規定に該当する会議等について、当該会議等の開催が予定される会計年度（以下「会議開催年度」という。）の前年度の11月中に、国内委員会及び国際委員会の委員長（以下「関係委員長」という。）に対し、様式第3に定める代表派遣会議推薦書（以下「会議推薦書」という。）及び様式第4に定める代表</p>
---	---

<p>派遣会議調書（以下「会議調書」という。）の提出を依頼するものとする。</p> <p>2 関係委員長は、前項の依頼があったときは、会議開催年度の前年度の1月上旬までに、会議推薦書及び会議調書を提出しなければならない。</p> <p>（代表派遣実施計画案の作成）</p> <p>第17条 会長は、前条第2項の規定により会議推薦書及び会議調書の提出があったときは、次の各号に掲げる区分に基づき、<u>代表派遣実施計画</u>（以下「派遣実施計画」という。）の案の策定を国際委員会に依頼するものとする。</p> <p>(1) 第1区分</p> <p>ア 第15条第1号に掲げる会議のうち加入国際学術団体の総会</p> <p>イ 国際学術団体の総会のうち、アに準ずるものとして幹事に諮り承認されたもの</p> <p>(2) 第2区分</p> <p>ア 第15条第1号に掲げる会議のうち加入国際学術団体の運営に関するもの</p> <p>イ 第15条第2号及び第3号に掲げる会議で我が国の代表の参加を要請される等学術会議として代表派遣する特別の必要性があるもの</p> <p>(3) 第3区分</p> <p>第15条に掲げる会議等のうち前2号以外のもので国際委員会委員長が適当と認めるもの</p>	<p>派遣会議調書（以下「会議調書」という。）の提出を依頼するものとする。</p> <p>2 関係委員長は、前項の依頼があったときは、会議開催年度の前年度の1月上旬までに、会議推薦書及び会議調書を提出しなければならない。</p> <p>（代表派遣旅費の配分計画）</p> <p>第17条 会長は、前条第2項の規定により会議推薦書及び会議調書の提出があったときは、次の各号に掲げる区分に基づき、<u>代表派遣に係る旅費の配分方針及び配分額についての計画</u>（以下「配分計画」という。）の策定を国際委員会に依頼するものとする。</p> <p>(1) 第1区分</p> <p>ア 第15条第1号に掲げる会議のうち加入国際学術団体の総会</p> <p>イ 国際学術団体の総会のうち、アに準ずるものとして幹事に諮り承認されたもの</p> <p>(2) 第2区分</p> <p>ア 第15条第1号に掲げる会議のうち加入国際学術団体の運営に関するもの</p> <p>イ 第15条第2号及び第3号に掲げる会議等で我が国の代表の参加を要請される等学術会議として代表派遣する特別の必要性があるもの</p> <p>(3) 第3区分</p> <p>第15条に掲げる会議のうち前2号以外のもので国際委員会委員長が適当と認めるもの</p>
--	---

<p>2 会長は、<u>前項第1号イ</u>の国際学術団体の総会を変更しようとする場合は、国際委員会の意見を聴き、幹事会の議決を経るものとする。</p> <p>3 国際委員会は、第1項の依頼があったときは、次の各号に掲げる区分に基づき、各区分の代表派遣に係る旅費の配分額を検討しつつ、それぞれ様式第5に定める派遣実施計画案を作成し、会議開催年度の前年度の2月中に会長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>第1項第1号</u>に係る代表を派遣すべき会議</p> <p>(2) <u>第1項第2号</u>に係る代表を派遣すべき会議</p> <p>(3) <u>第1項第3号</u>に係る代表を派遣すべき会議等</p> <p>4 国際委員会は、前項の実施計画案の作成に当たっては、第1項第1号に区分される会議を優先しなければならない。</p> <p><u>(派遣実施計画の作成)</u></p> <p><u>第18条</u> 会長は、<u>前条</u>の規定により提出のあった実施計画案に基づき、様式第6に定める派遣実施計画を作成して、会議開催年度の</p>	<p>2 国際委員会は、<u>前項の依頼があったときは、会議開催年度の前年度の1月中に配分計画を策定し、会長に報告しなければならない。</u></p> <p>3 国際委員会は、<u>配分計画の策定に当たっては、第1項第1号に区分される会議の旅費を優先的に確保しなければならない。</u></p> <p>4 会長は、<u>配分計画について、会議開催年度の前年度の幹事会の議決を経て決定するものとする。</u></p> <p>5 会長は、<u>第1項第1号イ</u>の国際学術団体の総会を変更しようとする場合は、国際委員会の意見を聴き、幹事会の議決を経るものとする。</p> <p><u>(派遣実施計画の作成)</u></p> <p><u>第18条</u> 国際委員会は、前条第4項の決定に基づき、次の各号に掲げる区分に基づき、配分されることとなった旅費の範囲内で、それぞれ様式第5に定める実施計画案を作成し、会議開催年度の前年度の2月中に会長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>前条第1項第1号</u>に係る代表を派遣すべき会議</p> <p>(2) <u>前条第1項第2号</u>に係る代表を派遣すべき会議等</p> <p>(3) <u>前条第1項第3号</u>に係る代表を派遣すべき会議</p> <p>2 国際委員会は、前項の実施計画案の作成に当たっては、加入国際学術団体の総会を優先しなければならない。</p> <p>3 会長は、前項の規定により提出のあった実施計画案に基づき、様式第6に定める代表派遣実施計画（以下「派遣実施計画」という。）を作成して、会議開催年度の前年度の<u>3月中</u>に開催される幹事会の</p>
---	--

<p>前年度の2月中に開催される幹事会の承認を得るものとする。 (派遣者の選考)</p> <p>第19条 会長及び関係委員長は、幹事会で承認された派遣実施計画に基づき、代表を派遣すべき会議等(以下「代表派遣会議」という。)のそれぞれの内容等に応じて、学術会議会員(以下「会員」という。)の中から適任者を選考し、様式第7に定める代表派遣会議候補者推薦書により派遣候補者を会長に推薦するものとする。ただし、学術会議連携会員(以下「連携会員」という。)の中に適任者があると認められる場合は、その者を候補者として推薦することができる。</p> <p>2 会長は、前項の規定により推薦された派遣候補者について、原則として代表派遣会議が開始される日の1か月前までに開かれる幹事会の議決を経た上、学術会議の代表として派遣される者(以下「派遣者」という。)として派遣するものとする。 (派遣期間等)</p> <p>第20条 代表派遣の期間は、原則として目的とする代表派遣会議の開催期間に、開催地への往復に必要な日数を加えたものとする。 (派遣実施計画の変更等)</p> <p>第21条 関係委員長は、幹事会で承認された派遣実施計画若しくは派遣者の変更をすべき事情が生じた場合は、その理由を付して速やかに会長に通知しなければならない。</p> <p>2 会長は、前項の規定による通知があった場合は、理由を付して改めて幹事会の承認を得るものとする。ただし、やむを得ない事由により事前に幹事会の承認が得られない場合は、事後に追認を求める</p>	<p>承認を得るものとする。 (派遣者の選考)</p> <p>第19条 会長及び関係委員長は、幹事会で承認された派遣実施計画に基づき、代表を派遣すべき会議等(以下「代表派遣会議」という。)のそれぞれの内容等に応じて、学術会議会員(以下「会員」という。)の中から適任者を選考し、様式第7に定める代表派遣会議候補者推薦書により派遣候補者を会長に推薦するものとする。ただし、学術会議連携会員(以下「連携会員」という。)の中に適任者があると認められる場合は、その者を候補者として推薦することができる。</p> <p>2 会長は、前項の規定により推薦された派遣候補者について、原則として代表派遣会議が開始される日の1か月前までに開かれる幹事会の議決を経た上、学術会議の代表として派遣される者(以下「派遣者」という。)として派遣するものとする。 (派遣期間等)</p> <p>第20条 代表派遣の期間は、原則として目的とする代表派遣会議の開催期間に、開催地への往復に必要な日数を加えたものとする。 (派遣実施計画の変更等)</p> <p>第21条 関係委員長は、幹事会で承認された派遣実施計画若しくは派遣者の変更をすべき事情が生じた場合は、その理由を付して速やかに会長に通知しなければならない。</p> <p>2 会長は、前項の規定による通知があった場合は、理由を付して改めて幹事会の承認を得るものとする。ただし、やむを得ない事由により事前に幹事会の承認が得られない場合は、事後に追認を求める</p>
---	--

ものとする。

(代表派遣会議の追加)

第22条 会長は、第18条の規定により決定した派遣実施計画の旅費に残額が生じた場合は、その旅費の範囲内において、国際委員会委員長と協議の上、幹事会の議決を経て、代表派遣会議を追加して派遣することができる。

(学術会議代表指名)

第23条 会長は、代表派遣会議が加入国際学術団体の総会で派遣者に投票権が付与されている場合には、幹事会の議決を経て、当該派遣者を学術会議を代表して投票権を行使するものとして指名するものとする。

2 会長は、前項の投票権が複数あって、これを行使するための複数の派遣者を派遣することが困難な場合には、派遣者以外の者をもって前項の学術会議代表に指名することができる。この場合にあつては、関係委員長は、会員又は連携会員の中から適任者を会長に推薦するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、会員及び連携会員以外の者で適任者を推薦することができる。

3 会長は、前項の推薦があつた場合は第1項の指名と併せて幹事会の承認を得るものとする。

4 第1項及び前項の幹事会の承認を得て投票権を行使する者は、投票権の行使に当たっては、会長及び国内委員会と十分連絡を取って行わなければならない。

(派遣者の責務)

ものとする。

(代表派遣会議の追加)

第22条 会長は、第17条第4項の規定により配分した旅費に残額が生じた場合は、その旅費の範囲内において、国際委員会委員長と協議の上、幹事会の議決を経て、代表派遣会議を追加して派遣することができる。

(学術会議代表指名)

第23条 会長は、代表派遣会議が加入国際学術団体の総会で派遣者に投票権が付与されている場合には、幹事会の議決を経て、当該派遣者を学術会議を代表して投票権を行使するものとして指名するものとする。

2 会長は、前項の投票権が複数あって、これを行使するための複数の派遣者を派遣することが困難な場合には、派遣者以外の者をもって前項の学術会議代表に指名することができる。この場合にあつては、関係委員長は、会員又は連携会員の中から適任者を会長に推薦するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、会員及び連携会員以外の者で適任者を推薦することができる。

3 会長は、前項の推薦があつた場合は第1項の指名と併せて幹事会の承認を得るものとする。

4 第1項及び前項の幹事会の承認を得て投票権を行使する者は、投票権の行使に当たっては、会長及び国内委員会と十分連絡を取って行わなければならない。

(派遣者の責務)

第24条 派遣者は、代表派遣会議に出席するに当たって、次の各号に掲げる審議事項が予測される場合は、事前に会長に通知しなければならない。

- (1) 我が国の学術に重大な影響を及ぼす事項の決議
- (2) 加入国際学術団体の定款等の改正及び分担金の額の変更に関する決議
- (3) 我が国で国際会議等の開催を求める決議
- (4) その他、学術会議の予算に係る決議等事前に通知することが適当な事項

2 会長は、前項の規定により通知を受けた事項のうち、特に必要なものについては、国際委員会及び関係委員長と協議の上、当該事項への対応について幹事会に諮るものとする。

(派遣者の報告)

第25条 派遣者は、代表派遣会議において、前条第1項各号に掲げる事項について決議等があった場合は、その内容について帰国後速やかに関係委員長を経由して会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の規定による報告のうち、重要と思われる事項について幹事会に報告するものとする。

3 派遣者は、代表派遣会議から、帰国後1か月以内に、当該会議の関係資料を付して、様式第8に定める代表派遣会議出席報告書を会長に提出しなければならない。

第4章 国際会議主催等

(主催等の事業)

第24条 派遣者は、代表派遣会議に出席するに当たって、次の各号に掲げる審議事項が予測される場合は、事前に会長に通知しなければならない。

- (1) 我が国の学術に重大な影響を及ぼす事項の決議
- (2) 加入国際学術団体の定款等の改正及び分担金の額の変更に関する決議
- (3) 我が国で国際会議等の開催を求める決議
- (4) その他、学術会議の予算に係る決議等事前に通知することが適当な事項

2 会長は、前項の規定により通知を受けた事項のうち、特に必要なものについては、国際委員会及び関係委員長と協議の上、当該事項への対応について幹事会に諮るものとする。

(派遣者の報告)

第25条 派遣者は、代表派遣会議において、前条第1項各号に掲げる事項について決議等があった場合は、その内容について帰国後速やかに関係委員長を経由して会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の規定による報告のうち、重要と思われる事項について幹事会に報告するものとする。

3 派遣者は、代表派遣会議から、帰国後1か月以内に、当該会議の関係資料を付して、様式第8に定める代表派遣会議出席報告書を会長に提出しなければならない。

第4章 国際会議主催等

(主催等の事業)

第26条 学術会議は、国内で開催される国際会議であつて、学術に関する研究発表及び討論等を行うもの若しくは国際学術団体の運営上の問題を審議するもの、又は両者を併せ行うものに関して、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 国際会議を単独で主催すること（以下「単独主催」という。）、又は国際会議を当該会議に対応する学術研究団体と共同して主催すること（以下「共同主催」という。）。
- (2) 学術研究団体又はこれに準ずる団体が主催する国際会議を後援すること。

第1節 主催

(単独主催)

第27条 単独主催とする国際会議は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものでなくてはならない。

- (1) 第3条第3号イ、ウ又はエに掲げる国際学術団体が母体となる国際会議であつて、当該団体から日本開催の要請を受けたものうち、単独主催とすることが適当なもの
- (2) 国際学術交流に資する国際会議で、学術会議が独自に企画することが適当であるもの

2 前項第1号の国際会議にあつては、当該会議の母体となる国際学術団体の協力が得られることが明らかでなければならない。

(連絡)

第28条 国際会議の母体となる国際学術団体（以下「母体団体」という。）が第3条第3号イ、ウ又はエであるものに対応している国

第26条 学術会議は、国内で開催される国際会議であつて、学術に関する研究発表及び討論等を行うもの若しくは国際学術団体の運営上の問題を審議するもの、又は両者を併せ行うものに関して、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 国際会議を単独で主催すること（以下「単独主催」という。）、又は国際会議を当該会議に対応する学術研究団体と共同して主催すること（以下「共同主催」という。）。
- (2) 学術研究団体又はこれに準ずる団体が主催する国際会議を後援すること。

第1節 主催

(単独主催)

第27条 単独主催とする国際会議は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものでなくてはならない。

- (1) 第3条第3号イ、ウ又はエに掲げる国際学術団体が母体となる国際会議であつて、当該団体から日本開催の要請を受けたものうち、単独主催とすることが適当なもの
- (2) 人文科学、生命科学、理学及び工学に係る国際会議で、学術会議が独自に企画することが適当であるもの

2 前項第1号の国際会議にあつては、当該会議の母体となる国際学術団体の協力が得られることが明らかでなければならない。

(連絡)

第28条 国際会議の母体となる国際学術団体（以下「母体団体」という。）が第3条第3号イ、ウ又はエであるものに対応している国

内委員会の長は、国際会議の日本開催の動向を知った場合であつて、当該会議を学術会議が単独で主催するに相当と判断するときは、速やかに会長に連絡しなければならない。

(単独主催の審議)

第29条 会長は、前条の連絡があつた場合は、国際委員会にその適否を審議させるものとする。

(単独主催の決定等)

第30条 会長は、前条の審議結果に基づき、幹事会の議決を経て単独主催の候補を決定する。

2 会長は、第27条第1項第2号の国際会議を単独で主催しようとする場合は、幹事会の承認を経て、候補として決定する。

3 会長は、単独主催の候補となつたものに関する予算措置が確定した時点で単独主催を決定する。

4 単独主催は、必要があると認めるときは、閣議の了解を得ることとする。

(共同主催の要件)

第31条 共同主催とする国際会議は、原則として、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 国際会議の開催について、次の要件を満たすことが明らかであること。

ア 母体団体において、国際会議の日本開催が決定したものであること。

イ 関係分野に影響を与え学術の振興に寄与するものであること。

内委員会の長は、国際会議の日本開催の動向を知った場合であつて、当該会議を学術会議が単独で主催するに相当と判断するときは、速やかに会長に連絡しなければならない。

(単独主催の審議)

第29条 会長は、前条の連絡があつた場合は、国際委員会にその適否を審議させるものとする。

(単独主催の決定等)

第30条 会長は、前条の審議結果に基づき、幹事会の議決を経て単独主催の候補を決定する。

2 会長は、第27条第1項第2号の国際会議を単独で主催しようとする場合は、幹事会の議決を経て、候補として決定する。

3 会長は、単独主催の候補となつたものに関する予算措置をもって単独主催を決定する。

4 単独主催は、必要があると認めるときは、閣議の了解を得ることとする。

(共同主催の要件)

第31条 共同主催とする国際会議は、原則として、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 国際会議の開催について、次の要件を満たすことが明らかであること。

ア 母体団体において、国際会議の日本開催が決定したものであること。

イ 関係分野に影響を与え学術の振興に寄与するものであること。

<p>(2) 国際会議が次の一の性格を備えるものであること。</p> <p>ア 主題となる研究の我が国の水準が世界水準を超えているものであること。</p> <p>イ 主題となる研究が複合又は学際領域のものであること。</p> <p>ウ 我が国及び世界において共通する科学的諸問題の解決を促進するものであること。</p> <p>エ 時代の要請する主題であって優先性が高いものであること。</p> <p>(3) 学術会議が国際会議の母体団体と次の要件の一に該当する関係を有するものであること又は加入国際学術団体が後援する国際会議であること。</p> <p>ア 加入国際学術団体又はその下部機構が母体団体であること。</p> <p>イ 学術会議と緊密な連絡の必要性のある国際学術団体が母体団体であること。</p> <p><u>(4) 開催期間中に市民公開講座など、会議の成果を一般市民に還元するプログラムを企画していること。</u></p> <p>(申請)</p> <p>第32条 <u>前条第1項第1号に定める国際会議に対応する学術研究団体又はこれに準じる団体の代表者は、当該会議の日本開催が決定したときは、様式第9に定める申請書をもって会長に共同主催の申請を行うことができる。</u></p> <p>2 前項の申請書は、国際会議を開催する年度の3年度前の11月末日までに提出するものとする。</p>	<p>と。</p> <p>(2) 国際会議が次の一の性格を備えるものであること。</p> <p>ア 主題となる研究の我が国の水準が世界水準を超えているものであること。</p> <p>イ 主題となる研究が複合又は学際領域のものであること。</p> <p>ウ 我が国及び世界において共通する科学的諸問題の解決を促進するものであること。</p> <p>エ 時代の要請する主題であって優先性が高いものであること。</p> <p>(3) 学術会議が国際会議の母体団体と次の要件の一に該当する関係を有するものであること又は加入国際学術団体が後援する国際会議であること。</p> <p>ア 加入国際学術団体又はその下部機構が母体団体であること。</p> <p>イ 学術会議と緊密な連絡の必要性のある国際学術団体が母体団体であること。</p> <p>(申請)</p> <p>第32条 <u>共同主催の申請をしようとする国際会議に対応する学術研究団体の代表者は、当該会議の日本開催が決定したときは、様式第9に定める申請書をもって会長に申請を行うことができる。</u></p> <p>2 前項の申請書は、国際会議を開催する年度の3年度前の11月末日までに提出するものとする。</p>
--	---

<p>(共同主催の審議)</p> <p>第33条 会長は、前条第1項の申請があつたときは、共同主催の候補の選定のため、国際委員会に審議させるものとする。</p> <p>2 国際委員会は、同委員会に置かれる国際会議主催等に関する分科会（以下「主催等検討分科会」という。）において、前項の審議を行わせるものとする。</p> <p>3 主催等検討分科会は、前項の審議を行うため、各部に当該会議の共同主催の適否等について意見を聴くことができる。</p> <p>4 主催等検討分科会における審議は、会議を開催する前々年度の2月末までに終えなければならない。但し、複数回に分けて結論を出すこともできる。</p> <p>(共同主催の決定)</p> <p>第34条 会長は、前条の審議結果に基づき、幹事会の議決を経て共同主催の候補を決定する。</p> <p>2 共同主催の候補となった国際会議は、閣議口頭了解を得ることとする。</p> <p>3 会長は、前項の口頭了解をもって共同主催を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>(事務及び経費の分担)</p> <p>第35条 会長は、前条第2項の決定後、当該会議を共同して主催する学術研究団体の代表者と準備及び運営等に関する事務及び経費の分担について協議するものとする。</p> <p>2 国際会議開催経費のうち、前項の協議の結果国費で支弁すること</p>	<p>(共同主催の審議)</p> <p>第33条 会長は、前条第1項の申請書を受理したときは、共同主催の候補の選定のため、国際委員会に審議させるものとする。</p> <p>2 国際委員会は、同委員会に置かれる国際会議主催等に関する分科会（以下「主催等検討分科会」という。）において、前項の審議を行わせるものとする。</p> <p>3 主催等検討分科会は、前項の審議を行うため、各部に当該会議の共同主催の適否等について意見を聴くことができる。</p> <p>4 主催等検討分科会における審議は、会議を開催する前々年度の2月末までに終えなければならない。但し、複数回に分けて結論を出すこともできる。</p> <p>(共同主催の決定)</p> <p>第34条 会長は、前条の審議結果に基づき、幹事会の議決を経て共同主催の候補を決定する。</p> <p>2 共同主催の候補となった国際会議は、閣議口頭了解を得ることとする。</p> <p>3 会長は、前項の口頭了解をもって共同主催を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>(事務及び経費の分担)</p> <p>第35条 会長は、前条第2項の決定後、当該会議を共同して主催する学術研究団体の代表者と準備及び運営等に関する事務及び経費の分担について協議するものとする。</p> <p>2 国際会議開催経費のうち、前項の協議の結果国費で支弁すること</p>
--	--

となった以外のものについては、共同して主催する学術研究団体が負担するものとする。なお、共同して主催する学術研究団体が負担することとなった経費に充当される参加費の徴収又は寄附金の募集等、及びそれらの経理事務については、当該学術研究団体が取り扱うものとする。

- 3 当該事務及び経費の分担に係る合意事項については、各主催機関において確認を要するものとする。

第2節 後援

(後援の要件)

第36条 後援する国際会議は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなくてはならない。

- (1) 国際会議の主題となる研究が、我が国及び世界の学術の進歩に貢献するものであること。
- (2) 母体団体等において、国際会議の日本開催が決定したものであること。
- (3) 計画内容が明確であること。
- (4) 参加国数及び国外参加者数が、国際会議として適当なものであること。
- (5) 営利を主たる目的としないものであること。
- (6) 主催団体の責任及び公的性格が明確であること。
- (7) 二国間国際会議の場合は、学術研究団体が主催等をしているものであること。

となった以外のものについては、共同して主催する学術研究団体が負担するものとする。なお、共同して主催する学術研究団体が負担することとなった経費に充当される参加費の徴収又は寄附金の募集等、及びそれらの経理事務については、当該学術研究団体が取り扱うものとする。

- 3 当該事務及び経費の分担に係る合意事項については、各主催機関において確認を要するものとする。

第2節 後援

(後援の要件)

第36条 後援する国際会議は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなくてはならない。

- (1) 国際会議の主題となる研究が、我が国及び世界の学術の進歩に貢献するものであること。
- (2) 母体団体等において、国際会議の日本開催が決定したものであること。
- (3) 計画内容が明確であること。
- (4) 参加国数及び国外参加者数が、国際会議として適当なものであること。
- (5) 営利を主たる目的としないものであること。
- (6) 主催団体の責任及び公的性格が明確であること。
- (7) 二国間国際会議の場合は、学術研究団体が主催等をしているものであること。

<p>(後援申請期限)</p> <p>第37条 国際会議を主催する学術研究団体又はこれに準ずる団体の代表者は、様式第10に定める申請書をもって当該会議開催予定日の3か月前までに会長に学術会議の後援の申請を行うことができる。(ただし、二国間国際会議については、4か月前までとする。)</p> <p>(審議)</p> <p>第38条 会長は、前条の申請があったときは、当該会議の後援の可否について国際委員会に審議を行わせるものとする。</p> <p>2 国際委員会は、主催等検討分科会において、前項の審議を行わせるものとする。</p> <p>3 主催等検討分科会は、前項の審議に資するため、当該会議に関し必要に応じ関係する部又は委員会の意見を聴くことができる。</p> <p>(後援の決定)</p> <p>第39条 会長は、前条の審議結果に基づき、幹事会の議決を経て後援の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>(後援の付帯条件)</p> <p>第40条 会長は、後援することとなった国際会議の主催団体に対し、次の各号の条件を付すものとする。</p> <p>(1) 学術会議と十分連絡を取り関係資料を送付すること。</p> <p>(2) 計画及び内容等に変更があった場合速やかに連絡すること。</p> <p>(3) 会議終了後は、その結果に関する経過報告書を提出すること。</p> <p>(後援の取消し)</p> <p>第41条</p>	<p>(後援申請期限)</p> <p>第37条 国際会議を主催する学術研究団体又はこれに準ずる団体の代表者は、様式第10に定める申請書をもって当該会議開催予定日の3か月前までに会長に学術会議の後援の申請を行うことができる。(ただし、二国間国際会議については、4か月前までとする。)</p> <p>(審議)</p> <p>第38条 会長は、前条の申請書を受理したときは、当該会議の後援の可否について国際委員会に審議を行わせるものとする。</p> <p>2 国際委員会は、主催等検討分科会において、前項の審議を行わせるものとする。</p> <p>3 主催等検討分科会は、前項の審議に資するため、当該会議に関し必要に応じ関係する部又は委員会の意見を聴くことができる。</p> <p>(後援の決定)</p> <p>第39条 会長は、前条の審議結果に基づき、幹事会の議決を経て後援の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>(後援の付帯条件)</p> <p>第40条 会長は、後援することとなった国際会議の主催団体に対し、次の各号の条件を付すものとする。</p> <p>(1) 学術会議と十分連絡を取り関係資料を送付すること。</p> <p>(2) 計画及び内容等に変更があった場合速やかに連絡すること。</p> <p>(3) 会議終了後は、その結果に関する経過報告書を提出すること。</p> <p>(後援の取消し)</p> <p>第41条</p>
---	---

会長は、主催者又は関係者が、後援するにふさわしくない行為を行っていることが明らかとなった場合は、幹事会の議決を経て後援を取り消すことができる。

(経費)

第42条 学術会議は、後援する国際会議に要する経費は負担しない。

第5章 二国間学術交流

(二国間学術交流の目的)

第43条 二国間学術交流は、次の各号に掲げる交流及び協力活動を行うことにより、学術研究に関する事項について、特定国の科学者等と意見及び情報を交換することを目的とする。

- (1) 外国における学術の動向及び研究体制の実態を把握し、我が国の学術研究の推進並びに体制の整備及び改善に寄与することとなる活動
- (2) 先端的分野又は学術会議として特に取り組むべき必要があると判断した分野についての、研究及び研究体制に関する情報を交換する活動
- (3) 発展途上国における学術の研究体制の実態を把握し、当該国における学術の発展を図る上で必要な意見を交換し、情報を提供する活動

(内容)

第44条 二国間学術交流は、前条に規定する交流及び協力活動を、

会長は、主催者又は関係者が、後援するにふさわしくない行為を行っていることが明らかとなった場合は、幹事会の議決を経て後援を取り消すことができる。

(経費)

第42条 学術会議は、後援する国際会議に要する経費は負担しない。

第5章 二国間学術交流

(二国間学術交流の目的)

第43条 二国間学術交流は、次の各号に掲げる交流及び協力活動を行うことにより、学術研究に関する事項について、特定国の科学者等と意見及び情報を交換することを目的とする。

- (1) 外国における学術の動向及び研究体制の実態を把握し、我が国の学術研究の推進並びに体制の整備及び改善に寄与することとなる活動
- (2) 先端的分野又は学術会議として特に取り組むべき必要があると判断した分野についての、研究及び研究体制に関する情報を交換する活動
- (3) 発展途上国における学術の研究体制の実態を把握し、当該国における学術の発展を図る上で必要な意見を交換し、情報を提供する活動

(内容)

第44条 二国間学術交流は、前条に規定する交流及び協力活動を、

<p>特定国との学術交流のための代表団等の派遣及び招請を実施することにより行うものとする。</p> <p>(検討及び実施)</p> <p>第45条 二国間学術交流は、国際委員会において、その在り方等について検討するものとする。</p> <p>2 国際委員会は、学術会議の活動等を勘案して、実施計画を策定し、二国間学術交流を行う国（以下「交流国」という。）を選定するものとする。</p> <p>3 交流事業の実施については、国際委員会に設置される分科会にて行うことができる。なお、交流国の学術の特色及び学術会議の活動の動向等を勘案して、幹事会が適当と判断する他の委員会又は分科会に交流事業の実施について依頼することができる。</p> <p>第6章 アジア学術会議</p> <p>(アジア学術会議の目的)</p> <p>第46条 アジア学術会議は、アジア域内での学術交流と協力を促進する基盤を提供し、全体論的な展望と構想をつくり、その実現を図ることを目的とする。</p> <p>(内容)</p> <p>第47条 アジア学術会議は、前条の目的を達成するため、アジア域内の各国において、参加国間の連絡調整を行い、学術に関する研究発表及び討論等を行う会議を開催することにより行うものとする。</p> <p>(検討及び実施)</p> <p>第48条 アジア学術会議は、国際委員会に置かれる分科会におい</p>	<p>特定国との学術交流のための代表団等の派遣及び招請を実施することにより行うものとする。</p> <p>(検討及び実施)</p> <p>第45条 二国間学術交流は、国際委員会において、その在り方等について検討するものとする。</p> <p>2 国際委員会は、学術会議の活動等を勘案して、実施計画を策定し、二国間学術交流を行う国（以下「交流国」という。）を選定するものとする。</p> <p>3 交流事業の実施については、国際委員会に設置される分科会にて行う。なお、交流国の学術の特色及び学術会議の活動の動向等を勘案して、幹事会が適当と判断する他の委員会又は分科会に交流事業の実施について依頼することができる。</p> <p>第6章 アジア学術会議</p> <p>(アジア学術会議の目的)</p> <p>第46条 アジア学術会議は、アジア域内での学術交流と協力を促進する基盤を提供し、全体論的な展望と構想をつくり、その実現を図ることを目的とする。</p> <p>(内容)</p> <p>第47条 アジア学術会議は、前条の目的を達成するため、アジア域内の各国において、参加国間の連絡調整を行い、学術に関する研究発表及び討論等を行う会議を開催することにより行うものとする。</p> <p>(検討及び実施)</p> <p>第48条 アジア学術会議は、国際委員会に置かれる分科会におい</p>
--	--

て、その在り方等について検討し、活動をより一層推進するものとする。

第7章 其他学術交流

(海外で開催される国際会議の運営)

第49条 学術会議は海外で開催される国際会議であつて、学術に関する研究発表及び討論等を行うもの若しくは国際学術団体の運営上の問題を審議するもの、又は両者を併せ行うものに関して、主催団体の要請に応じ、運営の一部を担うことができることとする。

(決定等)

第50条 会長は、前条の要請があつた場合は、国際委員会にその適否を審議させるものとする。

2 会長は、前条の審議結果に基づき、幹事会の議決を経て決定するものとする。

3 運営の一部を担う際に経費を学術会議が負担する場合には、幹事会の承認を得るものとする。

(略)

て、その在り方等について検討し、活動をより一層推進するものとする。

(略)

加入国際学術団体に関する調査票

(様式2)

1 国際学術団体活動状況 (内規第11条 活動報告)

団体名	和	
	英	(略称)
	団体HP (URL)	http://www. (日本学術会議が加盟していることの記載 有 ・ 無)
国際学術団体における最近のトピックについて (学術の進歩、当該団体の推進体制の変化、国際機関・政府・社会との関わり方等)		
政策提言や世界の潮流になりそうな研究テーマ・研究方式・研究助成方式等について		
日本人役員によるイニシアティブ事項や日本からの参加によって進展や成果があったものについて		
加入していることによる日本学術会議、学会、日本国民への変化やメリットについて。		
その他 (若手研究者・女性研究者育成法、科学者の倫理に関する当該国際学術団体の基本方針や憲章、資金提供ソースの発掘における画期的な方策等の特記事項など)		

様式第2 (第12条関係)

加入国際学術団体に関する調査票

受付	整理番号
※	※
平成 年 月 日	※

1 国際学術団体に関する事項

名称	和文			
	欧文	(略称)		
学術会議加入年		年		
団体の性格		非政府的 (該当する 該当しない)		非営利的 (該当する 該当しない)
内規第3条第3号の組織構成該当条項	ア	ア以外に該当する場合 「複数の専門分野にわたる」ことを示す部及び 分野別委員会名	分野別委員会	
	イ		分野別委員会	
ウ	分野別委員会			
エ	分野別委員会			
法人登録地				
事務局所在地				
主な役員	役職名	国籍	選出方法	任期
		()		(年)
		国籍		任期
()	(年)			
()	任期	(年)		
加入国数及び主要加入国名		※主要加入国は10ヶ国		
主要加入団体				
個人会員数		人		

2 今後の予定について (内規第11条 活動報告)

総会、理事会の日本開催の予定について(招致等の予定も含め)	
日本人の役員立候補等の予定について	
現在、検討中の日本からの提言や推進するプロジェクト等の動きについて	

3 国際学術団体会議開催状況 (内規第11条 活動報告)

総会・理事会・各種委員会等の状況(過去5年間及び今後予定されているもの)	総会開催状況	年(開催地:)、 年(開催地:)、	年(開催地:)、 年(開催地:)、
	理事会・役員会等開催状況	年(開催地:)、 年(開催地:)、 年(開催地:)、 年(開催地:)、	年(開催地:)、 年(開催地:)、 年(開催地:)、 年(開催地:)、
	各種委員会開催状況	年(開催地:)、 年(開催地:)、 年(開催地:)、 年(開催地:)、	年(開催地:)、 年(開催地:)、 年(開催地:)、 年(開催地:)、
	研究会・会議等開催状況	年(開催地:)、 年(開催地:)、 年(開催地:)、 年(開催地:)、	年(開催地:)、 年(開催地:)、 年(開催地:)、 年(開催地:)、

現在学術会議以外で我が国からナショナルメンバーとして加入している団体	有 (団体名)	
	無	(ある場合) 分担金負担: 有 (金額) ・無 投票権 : 有 (数) ・無

2 国際学術団体活動状況

総会・学術研究会への対応実績 過去10年間	開催年	平成 年				
	会議名					
	開催地	国 市	国 市	国 市	国 市	国 市
	参加国数	か国	か国	か国	か国	か国
	出席者数	人	人	人	人	人
	日本人参加者	人	人	人	人	人
	学術会議による代表派遣(氏名)	有() 無				
当該会議の学術会議共催・後援の有無						
出版物	1 定期的(年 回) 主な出版物名 2 不定期() 主な出版物名					
学術に関する国際機関等の提唱で行った活動(過去5年間)	有(具体的内容) ・ 無					

上記会議等への日本人の参加・出席状況及び予定	記載例) ○○年、○○○会議(開催地名)、○○人(うち代表派遣:氏名)			
国際学術団体における日本人の役員等への就任状況(過去5年)	役職名	役職就任期間	氏名	会員、連携会員の別
		～		(期) 会員・連携
		～		(期) 会員・連携
		～		(期) 会員・連携
		～		(期) 会員・連携
		～		(期) 会員・連携
		～		(期) 会員・連携
出版物	1 定期的(年回) 主な出版物名 2 不定期() 主な出版物名			
活動状況が分かる年次報告等があれば添付又はURLを記載 (http://www.)				

4 国際学術団体に関する基礎的事項(内規第3条、4条、5条)

国内委員会 (内規第4条第3号)	委員会名	
	委員長名	
	当期の活動状況	(開催日時 主な審議事項等)

学術に関する国際機関等への提言(過去5年間)	有(具体的内容) ・ 無
国際協力事業への参加又は実施(過去5年間)	有(具体的内容) ・ 無
全世界(地域)的研究課題への取り組み(過去5年間)	有(具体的内容) ・ 無
発展途上国への対応(過去5年間)	有(具体的内容) ・ 無
関係学術分野の動向と今後の重要課題	(具体的)

3 国内における国際学術団体への対応状況(過去10年間)

役員就任状況 国際学術団体	役職名				
	氏名				
	任期	年から 年まで	年から 年まで	年から 年まで	年から 年まで
国内対応委員会の対応状況					
関係国内学術研究団体名					
加入科学者数		人			

* 役員が会員又は連携会員である場合には氏名の頭に○印を付けてください。

内規第3条（国際学術団体の要件関係）	国際学術交流を目的とする非政府のかつ非営利的団体である 1. 該当する 2. 該当しない ※根拠となる定款・規程等の添付又はURLを記載（http://www. ）
	各国の公的学術機関及び学術研究団体等が国際学術団体に国を代表する資格を有して加入するものが、主たる構成員となっている（主たる構成員が、いわゆる「国家会員」であるか否か） 1. 該当する 2. 該当しない ※根拠となる資料の添付又はURLを記載（http://www. ）
	下記の事項（ア～エ）のいずれか一つに該当するか（該当するものに○印） ア 個々の学術の専門分野における統一のかつ世界的な組織を有するもの イ 研究の領域が複数の専門分野にわたるものであって、統一のかつ世界的な組織を有するもの ウ 研究の領域が複数の専門分野にわたるものであって、ア又はイの国際学術団体を連合した世界的組織を有するもの エ 構成員のうち、各国代表会員がアジア地域等我が国が関係する地域等に限られるものであって、当該国際学術団体の研究の領域が複数の専門分野にわたるもの
	10カ国を超える各国代表会員が加入している 1. 該当する 2. 該当しない
内規第3条（国際学術団体の要件関係）	加入国数及び主要な各国代表会員を10記載 (ケ国) ・各国代表会員名/国名
	先進8か国等（SCJ除く）のナショナルメンバーの加入団体名（欧文） (米国) (英国) (仏国) (ドイツ) (イタリア) (カナダ) (ロシア) (中国) (韓国)
	加入団体の一覧が掲載されている資料の添付又はURLを記載（http://www. ）
	定款の添付又はURLを記載（http://www. ）

4 加入成果（具体的に）

学術の進歩への貢献 (国内・国際的)	(国 内) (国 外)
我が国が提唱し、実行された国際協力活動等	
取り組んだ主要研究テーマとその成果	
その他(加入による成果等)	

5. 添付資料

- 1 国際学術団体の定款（英文、あれば和文も）
- 2 国際学術団体の概要説明書（歴史、現況等）
- 3 国際学術団体加入ナショナルメンバー一覧
- 4 国際学術団体の分担金一覧（各国別カテゴリー、金額一覧）
- 5 国際学術団体の財務報告書（最近のもの）
- 6 国際学術団体の機関誌、総会記録（最近のもの）
- 7 その他加入による実績がわかる資料

国際委員会____分科会 公 印
 委員長氏名 _____ 省 略
 (分野別委員会) _____
 委員長氏名 _____ 公 印
 連絡先 氏名 _____ 省 略
 所属 _____
 電話 _____ () _____

内規第4条 (加入要件関係)	学術会議が加入することが、当該国際学術団体の対応する分野の学術の進歩に貢献することが明らかである 1. 該当する 2. 該当しない	
	学術会議が当該国際学術団体に、我が国を代表する唯一の組織として加入することが認められる 1. 該当する 2. 該当しない	
	「該当する」場合、関係する分野の学会ではなく、国を代表する一の組織の加入が必要な理由：	
	現在学術会議以外で我が国からナショナルメンバーとして加入している団体 (該当するものに○印)	有 (団体名) 無 〈ある場合〉 分担金負担： 有 (金額) ・無 投票権 : 有 (数) ・無
内規第5条 (分担金負担要件関係)	分担金の負担区分 (算出方法)	(例：○の категорияのうち、上から○番目、算出の計算式等)
	会計報告の状況	(例：総会又は理事会において、事務局長から報告される等)
	分担金の変更状況	(例：分担金額の変更は、総会によって決定等)